

ふるさと探訪

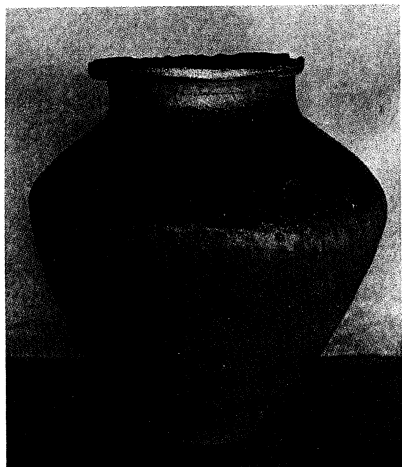
県指定重要文化財（工芸品）

常滑大壺（一口）

飯野八幡宮の神事「献饌」の際の神酒を醸すのに使われてきた器高四十センチメートル、口径二十三・七センチメートル、底径十六・七センチメートルの大壺である。

自然釉がかかり、焼成はよく、器肌は茶褐色を呈し、肩部に御所車の印紋が五つついている。尾部の常滑窯で焼かれ、鎌倉時代以来伝世したものである。

所在地 いわき市平字八幡小路八四
所有者 飯野八幡宮



県指定重要有形民俗文化財

旧修験川島家所蔵修験資料（六十五点）

旧修験川島家は、もと金地山南照寺と称した本山派の修験で、慶長のころから会津若松の先達南岳院配下の小先達として南会津五十か寺の取締をまかされていた。

資料は本尊不動のほかに数体の仏像、仏具、版木などで屋敷内には観音堂も残しており、この地方の民間信仰を示す価値の高い資料である。

所在地 田島町川島字川島平一九一八
所有者 川島 弘

県指定史跡

窪田遺跡

縄文時代後期後半から弥生時代中頃までほぼ継続して営まれた遺跡である。只見町が実施した確認調査で縄文時代の堅穴住居跡六軒、土坑五十基、弥生時代の再葬墓域十四か所など多くの遺構が確認され、遺物では完成土器二十個をはじめ、土製品、石製品など多様な遺物が発掘された。

遺構の大半はまだ未発掘であり、さらに遺物には新潟県や長野県の影響がみられ、該期の文化の伝播を考えるうえで重要である。

所在地 只見町大字大倉地内
所有者 只見町



ふるさとの文化財